

2・4 海洋汚染防止対策

2・4・1 船舶からの廃物による汚染防止(ホールド洗浄水問題等)

船舶からの廃物による汚染の防止に関する MARPOL 条約附属書 V の全体的な見直しは IMO において行われ、附属書 V の改正案および同改正案を実施するためのガイドライン案の検討が平成 19(2007)年 7 月の MEPC56 より継続して実施された。

その後、附属書 V 改正案は、平成 22(2010)年 10 月の MEPC61 において一定の条件を除き承認され、平成 23(2011)年 7 月の MEPC62 において採択された。また、ガイドライン案は平成 24(2012)年 3 月の MEPC63 において採択され、上記改正は、平成 25(2013)年 1 月 1 日に発効し、海洋環境有害物(HME)に分類される固体ばら積貨物の洗浄水を含む残渣物の排出が禁止された。

なお、HME に分類される固体ばら積み貨物の評価基準についての検討を実施する事が MEPC63 において合意されたものの、上記評価基準に含まれる長期健康有害性については、評価が難しく時間を要することから、長期健康有害性の適用時期を遅らせる回章案について MEPC64(2012 年 10 月)において審議が行われ、長期健康被害の評価を 2014 年 12 月末まで猶予する内容で Circular 案が最終化された。これに関連し、IMSBC コードの HME/non-HME に係る貨物情報の要件追加に関する審議が平成 26 年(2014)年 9 月の貨物運送小委員会(CCC1)で行われ、固体ばら積み貨物に関する MARPOL 条約附属書 V 及び 2012 年の MARPOL 条約附属書 V 実施ガイドラインの規定を荷主による情報提供(注:非強制)のための新 14 章とする IMSBC コード改正案を最終化、平成 27(2015)年 5 月の MEPC68 で検討後、同年 6 月の第 95 回海上安全委員会(MSC95)で採択に付される見通しとなった。

2・4・2 船体付着生物の越境移動最小化への取り組み

船体に付着した水生生物が越境移動することにより、生態系が破壊されるなど海洋環境に悪影響を及ぼしているとして、船体に付着した水生生物の移動防止に関する検討が IMO において平成 22(2010)年の完了を目処に行われてきた。

平成 20(2008)年 2 月の第 12 回ばら積液体ガス小委員会(BLG12)で設置された CG において、次の項目について検討が行われ、平成 21(2009)年 2 月の BLG13 に報告された。

- 船体付着物の移動による生態系破壊など海洋環境への影響に関する調査結果および既に実施されている防止対策の効果の検証
- 現存する最も有効な対策および将来的に有効と思われる対策の検討
- 対策の施行方法の検証
- 暫定的なガイダンスの策定

BLG13 では、引き続き通信部会(CG)を設置し、「船体付着による有害水生生物の移動を最小化するためのガイドライン案」の検討が本格的に開始された。CG においてまとめられたガイドライン案について、平成 22(2010)年 2 月の BLG14 において、審議の結果、ガイドライン案がより実効性のあるものに修正された。同ガイドライン案は、平成 23(2011)年 7 月の MEPC62

において採択された。当ガイドラインの効果の評価プロセス案については、平成 24(2012)年 2 月の BLG16 での最終化に向けて審議が行われ、最終化を求める国と実績がまだ無いことを指摘する国との意見が拮抗し、次回会合時に再度、審議されることとなった。平成 25(2013)年 2 月の BLG17 においてガイドラインの効果の評価プロセス案が最終化された。平成 25(2013)年 5 月の MEPC65 では、今後年次毎に評価する項目に重点を置いたレビューを実施し、5 年目に包括的なレビューを行うことで、ガイドラインに基づく船体付着物管理の有効性を判断する事が合意された。

わが国においては、上記包括的レビュー結果を踏まえて予想される、ガイドラインの見直し、義務化等の議論に備えて、海運業界で実践されている防汚システム活用等による船体生物付着管理の実態について調査を実施する予定としている。